

史潮

新 63 号

2008年 5月

特集・歴史を記す

特集にあたって
歴史を記す

特集論文

- 日本近代史資料としての戦争記念碑
——忠魂碑の史料論的考察—— 檜山 幸夫
- 「式部寮記録」と宮内省式部寮の成立 相曾 貴志
- 宮内省の事蹟調査と『孝明天皇紀』編纂 岩壁 義光

論文

- 古典時代と現代におけるイスラームの婚姻論比較研究
——ガザリーとカラダーウィー—— 青柳かおる
- 中世後期朽木氏における山林課役について 山野井健五
- 大正十五年「皇室陵墓令」成立の経緯 外池 昇

学界動向

- 五社神古墳立ち入り調査 前川 浩一

新刊紹介

- 森田安一・踊共二編『ヨーロッパ読本 スイス』 山崎かおる
- 下田誠著『中国古代国家の形成と青銅兵器』 柏倉 伸哉
- 高村武幸著『漢代の地方官吏と地域社会』 中村 威也
- 大濱徹也著『アーカイブズへの眼——記録の管理と保存の哲学——』
..... 鈴木 敏弘

追悼 櫻井徳太郎元会長を悼む 所理喜夫／宮本袈裟雄

月例研究会報告要旨 岡田敏樹／岩崎信夫／坂詰智美

歴史学会

史
潮
新六十三号
特集・歴史を記す

二〇〇八年五月

Shichō

(The Journal of History)

New Series No. 63

May, 2008

Special Issue

A Recorded History in Modern Japan (2)

Articles for Special Issue

- War Monuments as Material for Study on Modern Japanese History:
Monuments to the Loyal Dead HIYAMA Yukio (4)
- A Study of "Shikiburyo kiroku" Focusing on Establishment of Board of the Ceremonies,
Imperial Household Department of Japan AISO Takashi (23)
- On the Compiling of "komei ten'no-ki" (孝明天皇紀) in Meiji Period
..... IWAKABE Yoshimitsu (42)

Articles

- A Comparative Study of Marriage in Islamic Thought:
Al - Ghazālī and al - Qaraḍāwī AOYAGI Kaoru (64)
- About Taxation and Benefit of Forest Resources
by Kutsuki Family in Late Medieval Era YAMANOI Kengo (82)
- The Approval to the Law of the Imperial House on Mausoleum (皇室陵墓令)
in 1926 (the 15th year of Taisho) TOIKE Noboru (106)

Trend on Historical Academe

- Report on the Spot Survey of Gosashi Kohun (五社神古墳)
..... MAEKAWA Hirokazu (126)

New Books (131)

In Memory of the Late Society President SAKURAI Tokutaro TOKORO Rikio (139)
MIYAMOTO Kesao

Ordinary Meeting Summaries (143)

News (145)

Edited by

Rekishī Gakkai
(Historical Science Society)

c/o Faculty of Arts and Literature

Seijo University

6-1-20 Seijo Setagaya-ku

Tokyo Japan (〒157-8511)

ISSN 0385-762X 定価 (本体2381円+税)

ISBN978-4-335-20062-5 C1020 ¥2381E

弘文堂

古典時代と現代におけるイスラームの婚姻論比較研究

—ガザリーとカラダーウィー—

青柳 かおる

序論

本稿では、イスラーム思想史上最も重要な思想家の一人であるガザリー *Abū Hamīd al-Ghazālī* (一一一一年没) と、現代イスラーム社会に大きな影響力を持つウラマー (イスラーム法学者) であるカラダーウィー *Yusuf al-Qaradawi* (一九二六年-) の婚姻論を比較・分析する。筆者はガザリーを中心とする婚姻論研究を行ってきたが、預言者ムハンマドの時代から一二世紀初頭までの古典時代を中心に扱ってきた。古典イスラーム思想は、現代においても参照され、影響を与えている分野がある。たとえば、婚姻の分野である。そこで本稿では、古典時代と現代におけるイスラーム思想家による婚姻論を比較し、古典思想が現代においてどのように受容され、実践されているのか、ま

たは古典の議論は受け入れられず、新しい傾向が見られるのか、という点を分析することにより、イスラーム思想史研究の新たな分野を切り開きたい。

具体的には、ガザリーの代表作である『宗教諸学の再興 (*Ṭayyib al-Dīn*)』⁽³⁾ 第二部第二の書「婚姻作法の書 (*Kitāb Adab al-Nikāh*)」⁽⁴⁾ とカラダーウィーの『イスラームにおける合法と非合法 (*al-Halāl wa-al-Harām fī al-Islām*)』⁽⁵⁾ の第三章「婚姻と家庭生活における合法と非合法 (*al-Halāl wa-al-Harām fī al-Zawāj wa-Hayāt al-Uṣrah*)」⁽⁶⁾ を分析する。そして最後に両者を比較することにより、ガザリーのカラダーウィーに対する影響、およびガザリーとカラダーウィーそれぞれの独自性を明らかにしたい。

この二人を取り上げる理由は、ともにそれぞれの時代を

代表する思想家であり、まとまった量の婚姻に関する記述があるからである。さらに古典イスラームと現代イスラームの思想史研究では、それぞれ個々の領域で行われることが多く、婚姻、セクシュアリティ、女性問題に関する研究においても、両者の影響関係を分析した研究はあまりない。ガザリーの婚姻論は、「婚姻作法の書」の一部が避妊、中絶といった現代の生命倫理研究 (Ahticherhi 2007; Katz 2003; Khan 1975; Musallam 1983; Runage 1996) や、女性隔離、ヴェールの問題で引用されることはあっても (Bousquet 1990; Farah 1984; Memissi 1987; Saadawi 1980)、この書の全体が分析されたり、現代の思想家と比較されることはまれである。またカラダーウィーは、イスラーム主義組織のムスリム同胞団のイデオログとして、一九七〇年代から顕著になるイスラーム復興の文脈で語られることが多く、過激なイスラーム急進主義と反イスラーム主義の中道的な立場についての研究 (小杉 1994, 136-155; 小杉 2006, 287-304)、現代の諸問題に対するカラダーウィーの唱えるイスラーム的解決に関する研究 (池内 2002 a)、イスラーム的寛容に関する研究 (池内 2002 b)、さらに視聴者の質問等に答える衛星放送による、彼の見解のヨーロッパの移民ムスリムに対する影響力に関する研究 (Roald 2001) などはあるものの、婚姻論を取り上げたり、

ガザリーの婚姻論と比較したものはない。このような状況の中で、本稿は、イスラーム比較思想の新たな側面を明らかにすることができると思われる。

本論に入る前に、ガザリーとカラダーウィーについて紹介しておきたい。ガザリーはイスラーム中興の祖と言われる傑出したスーフィー (イスラーム神秘主義者) であり、ウラマーである。彼はイラン北東部のトウスで生まれた。ガザリーが幼いときに父は亡くなったため、スーフィーに育てられ、後にマドラサ (イスラーム諸学の高等教育施設) で学んだ。一〇七七年、ニーシャープールへ行き、ニザーミーヤ学院で碩学イマーム・アルハラマイン *Imān al-Haramayn al-Juwaynī* (一〇八五年没) に師事した。師が亡くなると、セルジューク朝の宰相ニザーム・アルムルク *Nizām al-Mulk* (一〇九二年没) の宮廷に招かれた。そして一〇九一年にバグダードのニザーミーヤ学院の教授に就任し、スンナ派学問世界の最高権威となった。

しかし一〇九五年、感覚よりも上位の判定者である理性があるように、理性よりも上位の判定者があるのではないか、という懐疑主義に陥り、突如ニザーミーヤ学院の教授職を辞してしまふ。それから確実な知を求めて (一) アシユアリー学派神学、(二) 哲学、(三) シーア派のイスマーイール派、(四) スーフィズムを検討していった。そして、

理性的な方法によって得られる知識には限界があり、人間靈魂と神との合一という直接的な神秘主義体験とスーフイーとして生きることによらないかぎり、確実な知には至り得ないことを悟ったという。ガザリーはバグダードを離れ、シリア、パレスチナ各地を放浪し、トゥースにスーフイーの修行場を作り、若者達とスーフイーとしての生活を送り、著述活動も行った。そして再びニーシャープールのニザーミーヤ学院で教鞭を執った後、トゥースで亡くなった。

一方、カタール在住のカラダーウィーは、一九二六年、エジプトに生まれ、一九五四年、アズハル大学卒業後、ワクフ省やアズハル機構などに勤務した。ムスリム同胞団のメンバーとなり、エジプトの王制期からナセル期にかけて、数回投獄された経験もある(アルカラダーウィー 2005, 150)。カタール大学のシャリーア(イスラーム法)・イスラーム学部学部長を経て、現在、ヨーロッパ・ファトワー(イスラーム法学者の回答) 調査協議会会長、国際ムスリム・ウラマー連盟会長を務めている。一九八〇年以降のムスリム同胞団の中道派を代表する思想家として、アラブ諸国だけでなく世界中のムスリムに大きな影響力を持つウラマーである(大川 2007, 36)。

彼はアメリカでも日本でも、「穏健派」イスラーム主義

し、内的靈的な準備をすべきか、ということを含括的に論じた書である。一方、『イスラームにおける合法と非合法』は、現代のムスリム(イスラーム教徒)が日常生活を送る上で、どのような行動がイスラーム法では許されているもの(ハラール)なのか、そして禁止されているもの(ハラーム)なのかを知るための実践的なマニュアルである。

第一章 ガザリーの婚姻論

「婚姻作法の書」は、序論と三つの章から成っている。まず序論では、ガザリーは「婚姻とは、信仰(iman)を助けるものである」とし、これからその理由を考察し、婚姻の作法やその目的を説明すると言う(Hiqd, Vol. 2, 34)。序論に続く「第一章 婚姻の利点と欠点について」では、ガザリーは、婚姻の第一の利点は「子供」であり、より詳細に分類すると(一)子孫を残すこと、(二)神の使徒を称える者を増やすこと、(三)死後、自分のために祈願してくれる正しい子供を残すこと、(四)自分より先に子供が死んだとき、神にとりなしてくる者を持つことこの四つの利点があるとする。

次に、婚姻の第二の利点は「欲望(shahwah)の消滅」である。婚姻は欲望(性欲)の危険を取り去り、陰部(hani)を守ることになる(Hiqd, Vol. 2, 44)。欲望は抑え

者として取り上げられることが多い。アズハル機構のタンターウィー総長に代表される国家権力への近接性によって重要視される存在とも、「イスラーム集団」のイデオログであるウマル・アブドゥッラフマーンのように過激な反政府的言辞によって注目される存在とも異なり、「穏健派」とされるムスリム同胞団の代表的イデオログである。ペストセラの宗教書を次々に表わし、頻繁にテレビ出演をすることにより、大衆的な人気と知名度を持っている(池内 2002b, 87)。現在最も人気があり影響力を持つ、イスラーム系のファトワー提供ウェブサイト、イスラーム・オンライン(英語版 <http://www.islamonline.net/english/index.shtml>); アラビア語版 <http://www.islamonline.net/Arabic/index.shtml>)の中心的人物でもある(大川 2007, 34)。またアラビア語の公式ウェブサイト (<http://www.garadawi.net>)を公開しており、ここではカラダーウィーの著作および講演のほとんどが掲載されている。

次に本稿で取り上げる著書について触れておきたい。『宗教諸学の再興』は、ガザリーの思想の集大成である。神学、法学、コーラン解釈学、ハディース(預言者ムハンマドの言行録)学などのイスラーム宗教諸学を、スーフイズムの立場から論じたものである。来世において「神に出会い」、「神を見る」ために、どのように日常生活を組織化しなければならぬ反面、二つの重要な役割を持つている。第一に、それは子供を手に入れるための原理である。第二に、欲望が満足されるときは、来世の天国の快樂を示している。現世的快樂の一つの利益は、それが天国でも続くように欲することであり、神への崇拜への原動力となる点にある(Hiqd, Vol. 2, 45)。さらにここでは、スーフイーの中で、結婚する者と、禁欲主義的で結婚しない者が対比されている。

婚姻の第三の利点は、「親しさの増加」である。妻との交流によって、疲れた魂が安らかになる(Hiqd, Vol. 2, 35)。第四の利点は、「家事の管理」である。妻が家事をしてくれるおかげで、夫は学んだり働いたり、来世のための準備をする時間が確保される(Hiqd, Vol. 2, 50)。第五の利点は、「妻たちを養うことによる魂の努力」である。妻と子供を養うために努力し、苦勞することは、神の道における努力(hud)と同じ位置にある(Hiqd, Vol. 2, 51)。来世への道を行く者にとつての義務は、魂を鎮め、内面的な醜い属性を浄めるために、妻からひどい仕打ちを受けたとしても、それに耐えることによって魂に試練を与えることなのである(Hiqd, Vol. 2, 53)。

以上が、婚姻のメリットである。次にガザリーは、婚姻による損害について説明するが、それは第一に、妻子を

養うために、合法的手段でものを求めることができなくならぬこと、第二に妻の権利を守ることができないこと、第三に妻子が夫を神から離れさせてしまうことにあるとされている (Hajdi, Vol. 2, 54-55)。婚姻のメリットとデメリットを総合的に判断し、結婚するかどうかを決めなければならぬが、ガザリーによれば、欲望があり、姦通の恐れがある限り、たとえ合法的手段でものが手に入らないとしても、結婚した方がよい (Hajdi, Vol. 2, 56)。

第二章「守られるべき女性の契約の状態と、契約の条件について」は、結婚前から婚姻契約までを扱った章である。まず婚姻契約の際の注意点を述べた後、「女性の婚姻障害 (結婚してはならない女性の条件)」が明らかにされている。結婚する予定の女性が他の人と婚姻している場合、待婚期間 (iddah) に服している場合、不信仰者である場合、近親者である場合など、一九の婚姻障害が列挙されている (Hajdi, Vol. 2, 58-60)。

次にガザリーは、「女性が持つべき性質」、つまり妻の理想像について論じている。(一) 正しく宗教心を持っていること、(二) 性格がよいこと、(三) 顔が美しいこと、(四) 婚資 (mah) が少ないこと、(五) 子供を産むこと、(六) 処女であること、(七) 血筋がよいこと、(八) 近親者ではないことを挙げ、それぞれの項目について説明を加

えているのである。

第三章「共同生活の規則、婚姻継続中に起こること、夫婦の義務についての考察」では、結婚後の共同生活の中で夫は妻にどのように接するべきなのか、主に夫の立場から述べられている。具体的な中身は、「第一の規則 披露宴」、「第二の規則 共同生活」、「第三の規則 冗談」、「第四の規則 管理」、「第五の規則 嫉妬」、「第六の規則 支出」、「第七の規則 教え」、「第八の規則 割り当て」、「第九の規則 不一致の規律」、「第一〇の規則 性交」、「第一一の規則 子供」、「第一二の規則 離婚」となっている。

そしてそれぞれ、結婚したら披露宴をして皆に知らせなければならぬこと、妻が口答えしたときにも優しく耐えること、冗談を言って妻を楽しませること、威厳を保つて妻を管理すること、妻が他の男性と接することに対して嫉妬すること、適切な支出をすること、月経についての知識を持つこと、複数の妻がいるときには夜を過ごす権利を平等に割り当てること、二人の間に論争が起きたときは調停者を呼ぶこと、性交の作法、子供が生まれたときにすべきこと、離婚の作法について述べられている。「第五の規則 嫉妬」と「第一〇の規則 性交」は、現在、ムスリムに最も頻繁に参照されており、カラダーウィーにも影響を与えていると思われるので、後で詳しく分析する。

第二章 カラダーウィーの婚姻論

カラダーウィーの『イスラームにおける合法と非合法』の第三章「婚姻と家庭生活における合法と非合法」は六節から成っており、「第一節 本能の領域 (mibr al-ghanzah)」、「第二節 婚姻」、「第三節 夫婦間の関係」、「第四節 家族計画 (tahdid al-hasil)」、「第五節 離婚」、「第六節 両親と子供」という構成である。

第一節は、主に性と女性に関する問題を扱っている。カラダーウィーは、性欲は子孫を残す目的のためにあるとし、(一) フリー・セックスの立場、(二) 禁欲の立場、(三) 中間の立場という三つの立場があると述べている。イスラームは第三の立場であり、これは婚姻を制度化し、姦通 (zina) を禁止した啓示宗教の立場である。とくにイスラームは性的衝動の役割を認識し、合法的婚姻によってそれを満足させることを容易にし、婚姻外性交を厳しく禁止し、また女性を遠ざけ隠遁することも禁止する。もし結婚が許可されていなかったら、性欲は種を残すというその役割を果たせなかつたし、姦通が禁止されていなかったら、家庭の基礎が破壊されただろう (Hajdi, 133-134)。

続いて姦通の禁止について説明されているが、姦通は血縁の混乱、家族の分断、病気の蔓延、道徳の墮落に導くた

めにイスラームはとくに姦通の禁止には厳しいとする。イスラームでは、姦通に至らないようにさまざまな手段がとられている (Hajdi, 134)。女性が、近親親族の男性 (父親、兄弟などの結婚できない親族) 以外の男性と二人きりになること、欲望を持って異性を見ること、他人の恥部 (awrah) を見ることは禁止される。とくに女性は「わが身の飾りとなるところをあらわしてはならない (コーラン二四章三一節)」に基づき、美しいところを見せてはならない⁽⁹⁾。美しいところ、つまり隠すべき恥部についてはウラマーの間で意見が異なるが、多数派の見解では、顔と手以外の身体全体である (Hajdi, 134-140)。

またムスリムの女性は、「預言者よ、汝の妻、娘、および信者たちの妻に、「外衣でからだを隠せ」と言え (コーラン三三章五九節)」によって、外出するときにはゆるい衣装で覆うように命じられた。これはムスリム女性を、不信仰な女性から区別するためである。ジャーヒリヤ (前イスラーム) 時代に、女性は首、胸の上部、髪をさらして出かけていたが、この啓示が下されて、信仰者の女性は身体の刺激的な部分を覆うように命じられたのである。彼女の外見で、信仰者であることが明らかになったので、ふしだらな男性はムスリム女性にいたずらできなくなったのである (Hajdi, 144)。

この節の最後にカラダウウィーは、同性愛と自慰行為に関する規定を述べている。同性愛はハラーム（非合法）であるが、自慰行為については、ハラームとする見解と、姦通を犯す恐れがあり、結婚する手段がない場合はハラール（合法）とする見解がある。しかしその場合は断食し、欲望をコントロールすることが望ましい（*Halal*, 151-153）。

第二節は、イスラーム法に則った婚姻についてである。イスラームは性的な放纵に反対し、姦通を禁じ、それに至るすべての道をふさいでいる。一方、性的な衝動を抑えることにも反対し、結婚を呼びかけ、独身や隠遁を禁じている。結婚する手段があるなら、ムスリムは、神への崇拜のためにこの世を捨てて、結婚をやめることは許されない（*Halal*, 154）。

続いて結婚の申し込みの過程について説明されている。ムスリム男性は、プロポーズする前にその女性を見ることが許されている。娘の父親は、娘を見たいという求婚者を妨げることはできない。しかし若い男女が婚約しているという口実によって、映画館や買い物などに男性の近親者を連れずに出かけることはできない（*Halal*, 156-157）。そして結婚の決定をする権利が娘にはある。父親や後見人は、彼女の異議を無視したり望みに反対したりすることは許されな（*Halal*, 158）。

172-174）。愛し合う夫婦の健全な性的経験によって、精神の平安が達成される。夫は、月経時には妻から遠ざかり、浄まるまで近づいてはならない。また不浄であることを理由に、妻を家から追い出してはならない。

第四節は、家族計画についてである。（避妊による）家族計画は、正当な理由があればムスリムに許されている（*Halal*, 175）。正当な理由とは、母親の生命、健康が危険にさらされる恐れがある場合、子供のためにハラームを犯しそうになる場合、新しい妊娠が、先に生まれた乳児に害悪を与えるときなどである（*Halal*, 176-177）。イスラームは、正当な理由があれば避妊を許可するが、中絶（*Ugalt al-hand*）に関しては、すでに存在している胎児を傷つけることは許していない。ウラマーの一致するところでは、胎児が完全に形成されて、魂が与えられた後、中絶はハラームであり、犯罪（*jarimah*）である。しかし母親が死に至る危険があるときは、胎児が完全に形成されていたとしても、胎児の命より母親の命を救うために、中絶が行われる（*Halal*, 178）。

第五節では、離婚が扱われている。結婚生活を維持し続けるためには夫婦間の寛容の精神が必要であるが、もし夫婦が不和であり、調停が失敗した場合は離婚せざるを得ない（*Halal*, 179-183）。そしてジャーヒリーヤ時代の多神

第二節では、婚姻障害のある女性についても述べられている。母親、祖母、娘、孫、おば、姪といった近親関係の女性との結婚は禁止されている。さらに、乳母や乳姉妹、義理の母親や義理の娘、既婚女性、多神教徒の女性、売春婦との結婚も（禁じられており）、また、姉妹を同時に妻にすることも禁じられている。啓典の民（ユダヤ教、キリスト教）の女性とムスリム男性が結婚することはハラールであるが、ムスリム女性との結婚の方がふさわしい（*Halal*, 158-159）。

また一夫多妻については、複数の妻を持つ場合、夫が妻に提供する食事、家、衣服、出費、共に過ごす時間を平等にすることが条件である。それができないなら、複数の妻を持つことは禁止されている（*Halal*, 170）。カラダウウィーはイスラームにおいて一夫多妻が認められている理由——不妊の夫婦にとって二人目の妻が子供を産むほうがよい、夫が愛人を持つよりは二人目の妻と結婚したほうがよい、戦争などで男性の数が減った場合、一生独身よりも社会と女性の利益になる——を述べている。そして西洋のキリスト教徒たちはイスラームの一夫多妻に対し敵意を持っているが、一夫多妻と非合法的な情事と、どちらがよいのか比較してほしいと主張する（*Halal*, 171-172）。

第三節では主に夫婦の性的関係が述べられている（*Halal*,

教、キリスト教、ユダヤ教における離婚について触れた後（*Halal*, 183-187）、月経中の離婚の禁止、離婚後の女性の待婚期間、離婚した女性の再婚などイスラームにおける離婚の諸規定について述べている（*Halal*, 188-195）。

第六節では、親子間の血縁関係の重要性が説かれている。従って、血縁関係のない養子縁組（*tabarrua*）はイスラームでは禁止されており、この節では養子に関する記述が多い（*Halal*, 196-200）。また親は子供を平等に扱い、遺産相続もイスラーム法に則ること、また子供も両親に服従することが説かれている。さらに現代の問題として、夫以外の男性の精子を使った人工授精の禁止¹¹⁾や、両親への服従と両親の介護、子供がジハードに参加する場合は、親の許可が必要であることについても述べられている（*Halal*, 202-206）。

第三章 ガザリーとカラダウウィーの比較

——女性問題と家族計画を中心に

以上の議論を踏まえ、まずガザリーの「婚姻作法の書」の特徴をまとめたい。この書はスーフイズムの視点から書かれており、二つの点特徴的である。第一に、結婚すべきか、独身でいるべきか、という問題¹²⁾が大きく扱われている点である。「おまえたちの中の独身者には結婚させ

てやれ(コーラン二四章三三節)⁽¹³⁾に基づき、イスラームの社会では婚姻が奨励されており、独身主義を主張しにくい。しかし初期のスーフィーにおいては、神への崇拜に没頭するためには独身のほうがよいという見解がみられる。このようなスーフィーの独身主義が支配的な時代状況の中で、ガザリーは姦通の恐れがある限り、結婚したほうがよいとし、結婚の利点を列挙しているのである。

第二に、現世で結婚生活を送ることが、来世での幸福につながるということが強調されている点である。ガザリーによれば、妻とたわむれ、性的快楽を得ることによって、天国の快楽を想像し、神への崇拜に向かうことができ。神への崇拜はさまざまであるが、スーフィズムに関わるのはとくに「神についての思念」である。来世で見神(Huṣṣan Allāh)という至福に至るためには、現世で常に神を想起し、神の名前を唱えるズィクル(dhikr)などの神秘修行に励むことにより、神から神秘的な知識を授けられ、現世において神を知っておく必要がある。ガザリーは、妻の助けによって常に神を思念することが可能になり、スーフィーとしての理想的な生活を送ることができるとしているのである。

次に、カラダーウィーの婚姻論の特徴をガザリーと比較しながら考察したい。まずカラダーウィーは、結婚する

のがイスラームにおいては当然という前提で議論しており、結婚のメリットとデメリットを比較することはない。また結婚生活の現実的な諸問題に関するハラーとハラームに重点が置かれており、来世で神を見るためには、妻の助けによって神への想起が容易になるため結婚生活が有効である、というような来世志向の記述は見られない。そしてガザリーとは異なり、欧米の女性や結婚生活とイスラームとの対比や、人工授精の制限などの現代的な問題が見られる。

このように両者の記述する立場は異なるが、共通して取り上げている問題点も多い。カラダーウィーの婚姻論で扱われている六つのテーマとガザリーの書の対応関係は、主に以下のようになっている。

- (一) 女性(「婚姻作法の書」の第三章「第五の規則 嫉妬」)
- (二) 婚姻契約(第二章「契約の条件」)
- (三) 性交(第三章「第一〇の規則 性交」)
- (四) 家族計画(第三章「第一〇の規則 性交」)
- (五) 離婚(第三章「第一二の規則 離婚」)
- (六) 子供(第一章「婚姻の第一の利点」と第三章「第一一の規則 子供」)

とくに、女性隔離や人工中絶の合法性をめぐる現代の論

争の中で、大きな影響を持っているのは、「婚姻作法の書」の第三章「第五の規則 嫉妬」の女性問題と「第一〇の規則 性交」の性の問題(避妊などの家族計画)の記述である。カラダーウィーの書でもそれぞれ一章ずつ割かれており、ガザリーよりもさらに大きく取り上げられているので、次に女性問題と性の問題について比較したい。

まず女性隔離とヴェールの問題について。ガザリーによると、女性を家の中に隔離するのは、夫の嫉妬を防ぐためであり、女性は夫の許可なしに外出することはできない(Hiḡat, Vol. 2, 74, 75)。女性は家にいる方が望ましいが、重要な用事があるときには夫の許可を得て、外出が許される。その際はヴェールを着用しなければならない。女性の顔は男性を誘惑するものであり、隠すべきものだからである(Hiḡat, Vol. 2, 75)。

カラダーウィーも、女性は肌を露出してはいけないという見解を述べているが、「女性は顔と手をあらわにすることができ。そうでなければ寡婦が子供を養い、また貧しい夫をサポートするために働くことが困難になる(Haḥal, 141)」として、女性は外で働くことができるということ(141)を明言している。カラダーウィーによると、イスラームは、女性が死ぬまで家に閉じ込められるべきとは要求していない。宗教的な用事でも世俗的な用事でも、女性は外出する

ことができるのである(Haḥal, 150)。ムスリム女性は、非ムスリム女性、ジャーヒリーヤ時代の女性とは異なるのであり、外出する際、ムスリム女性に求められる振る舞いとして以下のことが列挙されている。(一)視線を下げる。(二)映画館、大学、バスなどで男性と触れ合うような方法で混ざらない。(三)イスラーム法に合致する服装つまり、顔と手以外の全身を覆う衣装を着る。(四)品位を持って歩き、うわついた表情を避ける。(五)香水やアクセサリーで男性の注意をひいてはいけない(Haḥal, 147-149)。

次に、現代の生命倫理の研究にも通じる重要なテーマである避妊(性交中絶)や中絶の議論に移りたい。ガザリーは「性交中絶(142)が容認されるか否かを巡り、ウラマーの間では見解が分かれているが、我々は、性交中絶は許容されると考える」と述べる(Hiḡat, Vol. 2, 81)。ガザリーは性交中絶、つまり避妊の理由として、妻の美しさを保つことや、子供が多いと生活苦になることなどを挙げている(Hiḡat, Vol. 2, 82)。そして性交中絶への反対者に対して、生命体への暴力である中絶と嬰兒殺しとは異なるため、性交中絶は許可されるとして、以下のように反論している。

性交中絶は中絶(iḥḡad)や嬰兒を生き埋め(wa'd)に

することは異なる。というのは、後者はすでに存在するものに対する犯罪 (Crime) だからである。もし精子 (受精卵) が子宮に着床し、さらにそれが胎児や凝血になったら犯罪はより深刻になる。もしこれに霊が吹き込まれ、被造物が成熟したら犯罪の深刻さは増加する。生まれた後なら、最も深刻な犯罪になる (Hidayat, Vol. 2, 82)。着床後の中絶は嬰兒殺しと同じく犯罪となるのに対し、性交中絶はまだ精子が子宮に着床しておらず、胎内には何も存在していないため犯罪にはならない。ガザリーの主張は、「性交中絶は許容される。なぜならそれは中絶と嬰兒殺しとは異なるからである」というものであり、中絶を犯罪であり、従ってハラームとしていたが、中絶に関してはこれ以上詳しく論じていない。

ガザリーが、避妊の議論の中で対比的に中絶に触れているだけなのに対し、カラダーウィーは、両方の問題を区別して取り上げている。まず避妊については、ガザリーと同様、正当な理由があれば避妊による家族計画は許容されると言う (Halal, 175)。また中絶についても、ガザリーの「避妊はハラール、中絶は妊娠初期からハラーム」とする議論に賛成し、先に述べたガザリーの性交中断反対者への反論を引用している (Halal, 179)。そしてさらに「胎児に魂が吹き込まれた後 (一二〇日以降) の中絶は

ハラームであるが、母親の命に危険があるときは、その後だとしても、例外的に中絶が行われる」とする現代のウラマーの一致した見解を支持しているのである (Halal, 178-179)。

しかし一二〇日以前の中絶については明言されていないので、イスラーム・オンラインに公開されている中絶に関する Q and A の中から、二〇〇一年五月三十一日のカラダーウィーのファトワー (回答) を参照したい。カラダーウィーによれば、妊娠初期から中絶は禁止であるが、不許可の程度は最初の四〇日以内であれば少なく、容認できる理由があれば許可される。さらに四〇日以降になると不許可の程度が大きくなり、やむをえない理由がある場合のみ中絶が許可される。そして一二〇日を過ぎた場合、母親の命を救うため以外は、胎児の中絶は絶対に禁止である。カラダーウィーはガザリーの避妊と中絶に関する見解を支持しているが、中絶できる可能性を付言しているのである。

結論

カラダーウィーの婚姻論は、ガザリーの婚姻論の内容を踏まえた上で、現世で生活していくことにより重点を置いた実践的な内容となっている。ムスリムは結婚すべきという立場に立つカラダーウィーは、妻子を養うことが負担

となるといった結婚のデメリットには触れていない。また、複数の妻を持つ男性は、毎晩一人ずつ妻と夜を過ごさなければならぬという規則など、一夫多妻を必要とする状況ではない現代においては、あまり重要ではない問題は取り上げず、「女性問題」や「家族計画」といった現代において重要な問題を一章ずつ割いて大きく扱っている。本稿ではそれぞれの問題について比較した。

一一世紀末のガザリーの時代、女性は教育をほとんど受けず、家の中に留まり、外で働く必要はなかった。外出するのは買物やモスクに行くことが目的であり、働くためではなかった。そのためガザリーは女性隔離を説く保守的立場であるが、カラダーウィーは、働いて収入を得る必要のある女性が、服装などに気をつければ外で働くことができるとしている。これは現代において、女性が教育を受けられるようになったこと、そして就職先が増えたことに起因していると言えよう。

またガザリーは、性交中断 (避妊) はハラールであるという主張が中心である。着床後の中絶は、着床前の避妊と異なり、胎児の段階に応じて程度の差こそあれ、犯罪であり、ハラームであるということしか中絶については論じていない。カラダーウィーは、現代ムスリムの中絶に関する悩みに答える形で、避妊のみならず中絶の議論を大きく

取り上げている。カラダーウィーもガザリーと同じく「避妊はハラール、中絶は妊娠初期からハラーム」とするが、母親が死亡する危険があるなどの正当な理由がある場合には、中絶を容認しているのである。カラダーウィーは、ガザリーの婚姻論と共通する部分——姦通の禁止、婚姻契約、離婚の方法、女性の振る舞い方——もあるが、現代社会の要請に応じてガザリーの議論とは異なる見解や、それを補足する見解を述べていると言えよう。

(あおやぎ かおる・東京大学大学院人文社会科学系研究科助教)

*本稿は、平成一八―二〇年度科学研究費補助金 (若手研究 (B)) 課題番号 18720017 による研究成果の一部である。

参考文献

- Primary Sources
- Fatawa : Yusuf al-Qaradawi, *Fatawa Mu'asirah*, 3 vols. Kuwait : Dar al-Qalam li-al-Nashr wa-al-Tawzi', 2003-2004.
- Halal : Yusuf al-Qaradawi, *al-Halal wa-al-Haram fi al-Islam*, Cairo : Maktabah Wahbah, 2004.
- Hidayat : al-Ghazali, *Hidayat 'Ulam al-Din*, ed. by Abu Hafs, 5 vols., Cairo : Dar al-Hadith, 1992.
- Qur : al-Makki, *Qur al-Qulub*, 2 vols. in 1, n.p., n.d.

二次文献

- 青柳かおる 2003. 「現代に生きるイスラームの婚姻論——ガザリーの『婚姻作法の書』訳注・解説」 *Sharia Culture* [Ishmae] no. 32. 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
- 青柳かおる 2005a. 「イスラームの世界観——ガザリーとラーズィー」 明石書店
- 青柳かおる 2005b. 「ガザリーの婚姻論——スーフィズムの視点から」 『オリエンタ』 第47巻第2号、120-135.
- 青柳かおる 2005c. 「ガザリーの修行論における性的問題——神秘主義的宇宙論との関係を中心に」 『宗教研究』 第346号、95-116.
- 青柳かおる 2007a. 「スーフィズムからみた結婚と性的問題」 『多民族社会における宗教と文化』 第10号、宮城学院女子大学キリスト教文化研究所、1-13.
- 青柳かおる 2007b. 「ガザリーの『婚姻作法の書』にみられる妻と子供」 『駒澤大学佛教学部論集』 第38号、49-92 (49-476)
- アハメド、ライラ 2000. (林正雄ほか訳) 『イスラームにおける女性とジェンダー——近代論争の歴史的根源』 法政大学出版局
- アルカラダーウィー (遠藤利夫訳) 2005. 「イスラームにおける合法(ハラール)と非合法(ハラーム)」抄訳(一) 『シャリーア研究』 第2号、拓殖大学海外事情研究所、イスラーム研究センター、159-183.
- 中村廣治郎 2006. 「イスラーム」とは何か——その多様性を考える 『東京大学宗教学年報』 第28号、1-11.
- 藤田純子 1997. 「イスラーム法における家族計画の位置——エジプトの経験」 『日本中東学会年報』 第12号、151-183.
- 藤本勝次・伴康哉・池田修(訳) 1979. 『コーラン』 中央公論社
- ホセイン、ヌーバー・ミール 2004. (山岸智子監訳・中西久枝ほか訳) 『イスラームとジェンダー——現代イスラームの宗教論争』 明石書店
- マルクス、キンガ (桜井啓子訳) 1995. 「イスラームと女性」 竹下政幸編 『韓国イスラーム世界——イスラームの歴史と回廊』 栄光教育文化研究所、309-364.
- 柳橋博之 2001. 「イスラーム家族法——婚姻・親子・親族」 創文社
- Aoyagi, K. 2005. "Al-Ghazali and Marriage from the Viewpoint of Sufism," *Oriental Reports of the Society for Near Eastern Studies in Japan*, 40, 124-139.
- Aoyagi, K. 2006. "Transition of Views on Sexuality in Sufism: Al-Makki, al-Ghazali, and Ibn al-'Arabi," *Annals of Japan Association for Middle East Studies*, 22 (1), 1-20.
- Aughtich, D. 2007. *Islamic Bioethics: Problems and Perspectives*, Dordrecht, Netherlands: Springer.
- Bauer, H. (trans.) 1917. *Von der Ehe: Das 12. Buch von Al-Gazali's Hauptwerk*, Halle.
- Bercher, L. and G.-H. Bousquet (trans.) 1989. *Le livre des bons usages en matière de mariage: Extrait de l'Hayat 'Ouloum*
- アルカラダーウィー (遠藤利夫訳) 2006. 「イスラームにおける合法(ハラール)と非合法(ハラーム)」抄訳(二) 『シャリーア研究』 第3号、拓殖大学海外事情研究所、イスラーム研究センター、97-142.
- 飯塚正人 2003. 「解題 現代イスラーム世界における人口爆発とガザリーの遺産」 青柳 2003, 152-160.
- 池内恵 2002a. 「現代アラブの社会思想——終末論とイスラーム主義」 講談社、講談社現代新書
- 池内恵 2002b. 「イスラーム的共存」の可能性と限界——Y・カラダーウィーの「イスラーム的寛容」論」 『現代宗教(特集 宗教・スピリチュアリティ・暴力)』 東京堂出版、71-100.
- 大川玲子 2007. 「イスラーム教徒の聖典観——現代の若者たちにとつての「クルアーン(コーラン)」」 『国際学研究』 第31号、明治学院大学、33-54.
- ガザリー (中村廣治郎訳) 2003. 「誤りから救うもの——中世イスラーム知識人の自伝」 筑摩書房、ちくま学芸文庫
- 鎌田繁 1979. 「サッラージュによるスーフィーの理想的生活について」 『日本オリエンタ学会創立25周年記念オリエンタ学論集』 刀水書房、181-199.
- 小杉泰 1994. 「現代中東とイスラーム政治」 昭和堂
- 小杉泰 2006. 「現代イスラーム世界論」 名古屋大学出版会
- 中村廣治郎 1982. 「ガザリーの祈禱論——イスラーム神秘主義における修行」 大明堂
- 中村廣治郎 2002. 「イスラームの宗教思想——ガザリーとその周辺」 岩波書店
- ed-Din ou: Vouification des sciences de la foi*, Reprint of 1953 ed., Paris.
- Bousquet, G.-H. 1990. *L'Étiquette sexuelle de l'Islam*, Reprint of 1966 ed., Paris.
- Bowen, D.L. 2003. "Contemporary Muslim Ethics of Abortion," in Brockopp 2003, 51-80.
- Brockopp, J.E. (ed.) 2003. *Islamic Ethics of Life: Abortion, War, and Euthanasia*, Columbia, S.C.
- Crook, Jay R. (trans.) 2005. *Alchemy of Happiness (Kinniya al-Sadat)*, 2 vols., Chicago: Great Books of the Islamic World, Inc.
- Farah, M. (trans.) 1984. *Marriage and Sexuality in Islam: A Translation of al-Ghazali's Book on the Etiquette of Marriage from the Ihyā', Salt Lake City.*
- Granlich, Richard 1992-1995. *Die Nahrung der Herzen: Abu Talib Makki's Qui al-qubūb eingeleitet, übersetzt und kommentiert*, 4 vols., Stuttgart.
- Hannad, Ahmad Zaki (translation review) 1999. *The Lawful and the Prohibited in Islam*, Plainfield, Indiana: American Trust Publications.
- Karim, Maulana Fazlul (trans.) 2006. *Imam Ghazali's Ihya' Umm-Din: The Book of Religious Learnings*, New Delhi: Islamic Book Service, 4 vols., Revised Edition of 1992 ed.
- Katz, M.H. 2003. "The Problem of Abortion in Classical Sunni *fiqh*," in Brockopp 2003, 25-50.

- Khan, M.E. 1975. "Is Islam against Family Planning?" *Islam and the Modern Age*, 6 (2), 61-72.
- Mernissi, F. 1987. *Beyond the Veil: Male-female Dynamics in Modern Muslim Society*. Bloomington, Revised Edition of First Midland Book Edition, Cambridge, Mass., 1975.
- Musallam, B.F. 1983. *Sex and Society in Islam: Birth Control before the Nineteenth Century*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Nicholson, R.A. (trans.) 1911. *The Kasf al-Makjub: The Oldest Persian Treatise on Sufism*. London.
- Ornan, Abdel Rahim 1992. *Family Planning in the Legacy of Islam*. London; New York: Routledge.
- Roald, A.S. 2001. "The Wise Men: Democratization and Gender Equalization in the Islamic Message: Yusuf al-Qaradawi and Ahmad al-Kubaisi on the Air." *Encounters: Journal of Inter-Cultural Perspectives*, 7 (1), 29-55.
- Runage, S.A. 1996. "Resisting the West: the Clinton Administration's Promotion of Abortion at the 1994 Cairo Conference and the Strength of the Islamic Response," *California Western International Law Journal*, 27 (1), 1-100.
- Saadawi, N. El 1980. *The Hidden Face of Eve: Women in the Arab World*, ed. and trans. by S. Hetata, London.

注

(一) ガザリーの婚姻論をスーフィズムの視点から分析したものは青柳 2005b; Aoyagi 2005、スーフィズムの思想史

にガザリーのセクシユエアリティー思想を位置づけたものは青柳 2005c; 青柳 2007a; Aoyagi 2006、ガザリーの婚姻論における妻と子供の役割については青柳 2007b 参照。

(2) 「中世イスラーム」とは、「一二世紀から一九世紀の近代に至るまでのスーフィズムの影響を強く受けたイスラームである(中村 2006, 6)」。それ以前の古典イスラームが、現代において理想とされている。

(3) 「宗教語学の再興」全面の書は抄訳は、Karin 2006 参照。なおガザリーの『幸福の錬金術 (Kemiya-yi Sa'adah)』は「宗教語学の再興」のヘルムツ語の要約である。「幸福の錬金術」の翻訳は、Grook 2005 参照。

(4) *Inqilāb*, Vol. 2, 34-95, 1) の書の翻訳は、Farah 1984; Bercher and Bousquet 1989; Bauer 1917; 青柳 2003 参照。

(5) 1) の書の翻訳は、Hamad 1999 参照。また日本語の抄訳はアルカラダーウィー 2005; アルカラダーウィー 2006 参照。

(6) 「婚姻と家庭生活における合法と非合法」の目次は以下のようになっている。

第一節 本能の領域

性的本能の前における人間の位置、姦通に接近することの禁止、二人きりになることの禁止、欲望を持って異性を見ること、(他人の) 恥部を見ることの禁止、男女の見られてもよい部分の範囲、女性の飾り(美しいところ)を見せることが許されるものと許されないもの、女性の恥部、女性が公衆浴場に行くことについて、女性の

魅力を表すことの禁止、ムスリム女性はいかに振る舞うべきか、女性が男性の客に奉仕すること、性的な堕落は大罪、自慰行為に関する規定

第二節 婚姻

イスラームに修道院制はない、結婚を申し込む予定の女性を見ること、禁止されたプロポーズ、娘の同意、結婚が禁止されている女性、授乳の理由によって禁じられている女性、義理の関係によって禁じられている女性、姉妹を妻にすること、既婚女性、多神教徒の女性、啓典の民の女性、ムスリム女性が非ムスリム男性と結婚すること、売春婦、一時婚、複数の女性との結婚、複数の妻における条件は公平にする、一夫多妻における規定

第三節 夫婦間の関係

夫婦間の性的関係、禁止されている性交、夫婦間の秘密を守ること

第四節 家族計画

家族計画、家族計画の正当な理由、中絶

第五節 離婚

共同生活における夫婦間の諸権利、夫婦間の相互の寛容、反抗と不和、離婚が許可されること、イスラーム以前の離婚、ユダヤ教における離婚、キリスト教における離婚、離婚に関するキリスト教諸派の違い、離婚に対するキリスト教の立場の結果、キリスト教は一時的な対処であり一般的な法ではない、離婚の規則に関するイスラームの制限、月経中の離婚の禁止、離婚の誓約はハラーム、離婚した女性が待婚期間に住む場所、離婚の繰り返し、誠

実に調停するか、やさしく別れること、離婚した女性の再婚の自由、女性が離婚を要求する権利、ひどい扱いの禁止、妻を見捨てる誓約の禁止

第六節 両親と子供

イスラームは血縁関係を保持する、父性の否定の禁止、イスラームにおける養子縁組の禁止、イスラーム法制定による養子の廃止、養育し教育するために養子にすること、人工授精、子供をその子の父親以外の男性に帰すること、自分の子供を殺してはいけない、子供たちを平等に扱うこと、相続に関して神の定めた規定を守ること、両親への不服従は大罪、両親を侮辱することは大罪、両親の同意のないジハードは禁止、多神教徒の両親

(7) ガザリーの生涯については、中村 1982, 1-25; 青柳 2005a, 56-62 参照。自伝「誤りからの救済」の翻訳は、ガザリー 2003 がある。またガザリー思想の全体については、中村 2002 参照。

(8) イスラームの婚姻契約について詳しくは、柳橋 2001 参照。

(9) イスラームにおける女性のヴェールや女性隔離といった問題については、アハメド 2000; ホセイニー 2004; マルクス 1986; Mernissi 1987; Saadawi 1980 参照。なお、「コーラン」の訳は、藤本・伴・池田 1979 を参照した。

(10) カラダーウィーによれば、耳、髪、首、胸、くるぶしを夫、父親、兄弟、いとこ、甥などの近親親族以外の男性に見せてはいけない。彼らには顔と手だけを見せることが許されている。近親親族の男性には、女性は髪、耳、首、胸

の上部、腕、足を見せてもよいが、背中、腹部、ふとももは夫以外に見せてはならない。そして女性の恥部とは顔と手以外の全身であるとする (Hafiz, 142-143)。

(11) カラダーウィーは、代理母による出産を条件付きで容認しているフアトワーを提出している。このことは、当然ながら、人工授精も認められている。もちろん、「夫婦の精子と卵子を使うこと」「第三者から精子や卵子の提供を受けてはならないこと」が代理母による出産の絶対条件である。「妻が正常な卵子を作ることができるけれども、妊娠・出産に耐えうる子宮を持たない」場合、代理母による出産が認められるのである (Fatmeh, Vol. 1, 561-576)。以上の代理母による出産のフアトワーについては、西野正巴氏 (防衛省防衛研究所) にご教示いただいた。感謝申し上げます。

(12) スーフィーは結婚すべきか独身でいるべきか、という問題については、鎌田 1979; 青柳 2005 b 参照。

(13) 結婚を勧めるコーランの章句とハナフィースについては、*Iqbal*, Vol. 2, 35-38 参照。

(14) たゞしガザリーは独身を勧めるスーフィーたちの言葉を列挙している (*Iqbal*, Vol. 2, 38-39)。またフジユナイリー al-Hujwiri (一〇七二年頃没) は「独身より結婚するほうがよい」という人々に対して反論している (Nicholson 1911, 364)。ガザリーに大きな影響を与えたスーフィー、マッキー Abu Talib al-Makdi (九九八年没) も「心の糧 (*Qutb al-Qutub*)」(翻訳は Granlich 1992-1995 参照) において、結婚するか否かは個人の状況によるのだが、マ

ッキー自身は、このわれわれの時代には独身によって得られる心の平安のほうがよいと言っている (Qutb, 259)。

(15) 詳しくは、青柳 2005 b; Ayyadi 2005 参照。

(16) ただしガザリーは子供を持つ親のメリットや、子供が生まれたときの作法について述べ、カラダーウィーは複数の子供の扱い方や、親子がお互いにとるべき態度について論じており、子供に関する議論はかなり異なっている。

(17) 他の箇所においても、ガザリーは、一般のムスリム女性には家にいるべきであり、外出するときには身を隠し、目立たないようにしなければならぬ。そして、周りの人には関心を持たず、自分と家族のことだけを考え、夫に従わなければならないとする (*Iqbal*, Vol. 2, 93)。

(18) その他の服装規定として、透けてはいけない、タイトで身体の線がわかってはいけない、男性用の服を着てはいけない、非ムスリムのまわをしてはいけないということが列挙されている (Hafiz, 148-149)。

(19) 避妊や中絶に関するイスラーム法の議論については、青柳 2003, 22-24; 飯塚 2003; 藤田 1997; Aghetchi 2007; Bowen 2003; Katz 2003; Khan 1975; Musallam 1983; Ornan 1992; Runage 1996 参照。

(20) しかし中絶と嬰兒殺しにも違いがあり、胎児の形成過程に応じて罪の度合いが増えていくのである。ただしガザリーは、妊娠初期なら中絶が許容されることは言っていない。

(21) 古典時代のスンナ派四大法学派は、一二〇日以前の中絶については、法学派によっても、そして法学派の内部においても一致していない (Katz 2003, 30-31)。ハナフィー学

派は一二〇日以前の中絶を認めるが、シャーフイー学派は意見が異なる。ガザリーは禁止とし、四〇日以内、または一二〇日以内なら容認するという見解のウラマーもいる。マリク学派はいかなる場合も禁止している。ハンバル学派では四〇日以内なら許される (Ornan 1992, 190-192)。

(22) 伝統的に、神はムスリム人口が増えることを望んでいると信じられているため、家族計画は神の意思に背く行為として厳しい非難にさらされており、アムハル機構のウラマーは避妊に反対していた。しかし出生率を下げたいエジプト政府と、経済的困難から逃れたいと望む国民の関心は、時を経るにつれて避妊から墮胎へと広がっていきやすくなったのである (飯塚 2003, 154-156)。

(23) 二〇世紀のウラマーたちの家族計画に関するフアトワーおよび見解については、Ornan 1992, 225-253 参照。ただしカラダーウィーについては本稿と同じ箇所が引用されており、詳しい分析は見られない。現代ムスリムの中絶の議論については、藤田 1997; Bowen 2003 も参照。しかしカラダーウィーについては触れていない。

(24) 英語版のイスラーム・オンライン上で、「abortion」という単語を検索し、Fatwa Bank の中からカラダーウィーのフアトワーを選択した。なお、カラダーウィーが会長を務めるヨーロッパ・フアトワー調査協議会の二〇〇四年一月二三日のフアトワー (http://www.islamonline.net/serve/Satellite?pagename=IslamOnline-English-Ask_Scholar/FatwaE/FatwaE&cid=1119503547110) では、中絶は妊娠初期

の段階であっても禁止され、妊娠の段階が進むにつれて罪の度合いが増えていく。そして一二〇日以降の中絶は、母親が死亡する危険がある場合以外は完全に禁止される。これはカラダーウィーの「イスラームにおける合法と非法法」における中絶の議論と同じである。

(25) http://www.islamonline.net/serve/Satellite?pagename=IslamOnline-English-Ask_Scholar/FatwaE/FatwaE&cid=1119503544056